

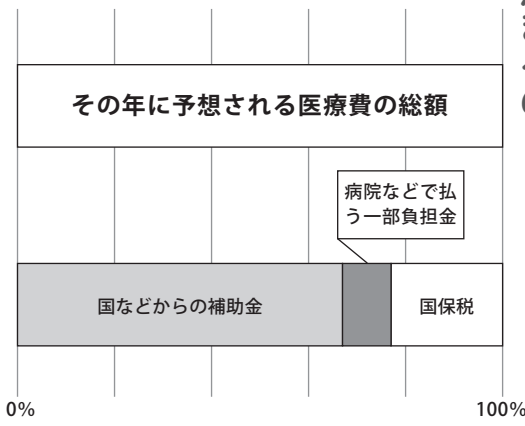
笛吹市国民健康保険通信

国民健康保険加入者の皆さんへ みんなの国保を守るために

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

国民健康保険税は国保の大切な財源です

国民健康保険税（国保税）は、国保制度を支える大切な財源です。国保税を納めることによって、安心して医療を受けることができます。国保制度を維持するために、国保税の納期限内での納付をお願いします。



国保税の税率はどやうやって決まるの？

国保税の総額は、まずその年に予測される医療費から、国などからの補助金と病院などに皆さんが支払う一部負担金を差し引いた金額で決まります。こうして決まった国保税の総額を、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分に割り振ります。世帯の国保税は、世帯の被保険者の所得に応じて計算される「所得割」、世帯の被保険者の固定資産税額に応じて計算される「資産割」、世帯の被保険者数に応じて計算される「均等割」に一世帯あたりの負担額である「平等割」があり、それぞれ区分で計算された総額となります。

▼国保税の税額の内訳は、年齢によつて異なります

○40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。

○40歳以上65歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納

めます。

年度の途中で

40歳になるときは…

40歳の誕生日の月（1日）が誕生日の方はその前月の分から介護保険分を納めます。該当者がいる場合は、年度途中で税額が変更されますので、ご注意ください。

○65歳以上75歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金を合わせて納めます。介護保険料は、別に納めることとなります。75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

年度の途中で

65歳になるときは…

65歳になる前月（1日）が誕生日の方はその前々月（1日）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて計算してありますので、年度途中での介護保険分による年税額の変更はありません。

▼国保税は世帯主あてに通知します

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主に通知書を送ります。

世帯主が国保の被保険者ではない場合でも、世帯内に国保被保険者がいれば、国保税の納付義務者は世帯主となります。納税通知書・納付書は世帯主あてに送ります。

▼国保税には軽減措置があります

次に該当するときは、手続きによつて国保税の軽減がされます。

○世帯の方が後期高齢者医療制度に移行することによつて、世帯に国保の被保険者が一人になった場合

○社会保険の本人が後期高齢者医療制度に移行することによつて、その被扶養者が国保の被保険者となった場合

○非自発的に失業した65歳未満の方で雇用保険の受給資格者

■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当
☎055(262)4111

社会保険労務士による年金相談会

社会保険労務士による年金に関する相談会を開催します。日本年金機構から書類が届いたが、確認の仕方や記入方法が分からない方、ご自分の年金履歴に疑問のある方はご相談ください。

▼日時 6月18日(水)

午前9時～12時
午後1時～4時

▼場所 市役所南館3階

▼持ち物 お手元に届いた書類や年金手帳など相談に参考になる資料

■問合せ先 国民健康保険課

高齢者医療・年金担当
☎055(262)4111